

○経済産業省令第 号

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 赤澤 亮正

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第二の二、様式第七、様式第七の二、様式第七の四及び様式第七の五を次のように改める。

様式第1（第4条の2（第4条）関係）

再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書

（再生可能エネルギー発電事業計画提出書）

（10kW未満、10kW以上50kW未満の太陽光発電及び市場取引等による供給事業を除く）

年 月 日

経済産業大臣（広域的運営推進機関） 殿

申請者（提出者） 住 所 （〒 - ）

（注1）

氏 名

（法人にあつては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号 （ ） -

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第9条第1項（第6条）の規定に基づき、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けたい（法第7条第2項の規定に基づく入札に参加したい）ので、次のとおり申請（提出）します。

再生可能エネルギー発電事業計画 第1表による

申請事業計画使用燃料一覧 第2表による（バイオマス発電設備の場合）

担当経済産業局（注2） _____

第1表 再生可能エネルギー発電事業計画

事業計画内容					備考
事業者名（注3）					□地方税法第七十二条の四に規定する法人
課税事業者の該否（注4）		□課税事業者に該当する （消費税を申告・納付されている方）		□インボイス発行事業者に 該当する （登録年月日） 年 月 日	
		□課税事業者に該当しない （消費税を申告・納付されていない方）			
法人番号／ インボイス発行事業者の登録 番号（注5）					
法人の代表者氏名 （注3）	役職				
	氏名				
法人の役員氏名 （注6）	役職				□別紙あり
	氏名				
	役職				
	氏名				
	役職				
	氏名				
密接関係者（注7）					
事業者の住所（注3）		（〒 - ）			
発電設備の区分（注8）					
	既設設備の更新 （注9）	□ 有	既設設備 I D		
			既設設備の 出力（kW）		
			既設設備の 名称		
			既設設備の 設置場所		
		□ 無			
発電設備の出力（kW） （注10）					□環境影響評価 法に基づく環境 影響評価の手續 を実施中 □条例に基づく 環境影響評価の 手續を実施中

最大受電電力（kW） （注11）						☐ 発電側託送供給料金の支払者		
発電設備の名称								
発電設備の設置場所 （注12）	（〒 - ）							☐ 別紙あり
事業区域の面積（㎡）								
太陽光発電設備の設置形態	☐ 屋根設置 （ ☐ 既設の建物等 ☐ 建設中・予定の建物等）	建物の所有	☐ 事業者が所有 ☐ 事業者以外が所有 ☐ 事業者が事業者以外と共有					
		建物の種類	☐ 共同住宅 ☐ 事務所、工場、店舗 ☐ 学校、公共施設 ☐ その他（ ）					
	☐ 地上設置 （ ☐ 野立て ☐ 営農型 ☐ 水上）	土地の所有	☐ 事業者が所有 ☐ 事業者以外が所有 ☐ 事業者が事業者以外と共有					
太陽電池に係る事項 （注13）	製造事業者名							
	種類							
	変換効率						☐ 除外事項該当性	
	型式番号						☐ 別紙あり	
	枚数（枚）							
	合計出力（kW）							
風車に係る事項 （注14）	製造事業者名							
	型式番号						☐ 別紙あり	
配線方法（注15）								
自家発電設備等の設置の有無 （注16）	☐ 有	自家発電設備等の種類	☐ 蓄電池	蓄電池の位置	☐ PCSより発電設備側	区分計量の可否	☐ 可 ☐ 不可	
					☐ PCSより系統側			

			☐ その他（ ）	
	☐ 無			
電気事業者への電気供給量の計測方法（注１７）				
系統接続に係る事項 （注１８）	接続契約締結日	年 月 日		
	接続契約締結先			
	工事費負担金（円[税抜き]）			
更新に係る事項（注１９）	接続枠の継承（注２０）	☐ 有 ☐ 無		
	電源線の継承	☐ 有 ☐ 無		
事業実施工程 （注２１）	設置工事開始予定日	年 月 日		
	系統連系予定日	年 月 日		
	運転開始予定日	年 月 日		☐ 運転開始済み
	設備廃止予定日	年 月 日		
保守点検責任者	法人名（法人の場合）			
	責任者氏名			
	所属・役職（法人の場合）			
	電話番号			
	法人番号（法人の場合）			
保守点検及び維持管理計画 （注２２）	別紙のとおり			
保守点検及び維持管理費用総額（円[税抜き]）（注２３）				
解体等に要する費用 （注２４）	☐ 外部積立て（法第１５条の１２から第１５条の１６までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。） ☐ 内部積立て（法第１５条の１７に基づき、内部積立金を積み立てる場合等をいう。以下同じ。）（詳細は、別添「内部積立てに係る事項」記載のとおり。）			☐ 「内部積立てに係る事項」の添付あり
廃棄等費用（注２５）	総額（円[税抜き]）			
	算定方法			
	積立開始時期	年 月		
	積立終了時期	年 月		

	毎月積立金額（円[税抜き]）		
補助金の受給額（円） （注２６）			
選択する地域活用要件 （地域活用要件が求められる場合のみ記入） （（１）自家消費型・地域消費型の①～③又は（２）地域一体型の①～③の６つのうちいずれか１つを選択。）	（１）自家消費型・地域消費型		
	☐	①当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも３０％について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。	
	☐	②当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給し、かつ、当該供給の相手方である小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が、小売供給する電気量の５０％を当該発電設備が所在する都道府県内に供給するものであること。また、当該供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。	
	☐	③当該発電設備において使用する熱については、当該発電設備を用いて得られた熱をもって充てる構造であること。かつ、当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも１０％について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。	
	（２）地域一体型		
	☐	①当該申請に係る発電事業を行おうとする者と当該発電設備が所在する地方公共団体との間で、災害その他非常の場合においても当該地方公共団体に所在する需要設備に対して当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気又は当該発電設備を用いて得られる再生可能エネルギー熱を供給することが合意されているものであること。	
	☐	②当該申請に係る発電事業を行おうとする者が、当該発電設備が所在する地方公共団体であること、又は、当該地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものの出資をしている一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社であること。	
	☐	③当該発電設備が所在する地方公共団体が事業を実施又は当該地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものの出資をしている小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対して、当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー特定卸供給により供給すること。	
自家消費・地域消費等計画 （注２７）	当該発電設備における 発電電力量の見込み	k W h /年	
	自家消費等の量の見込み	k W h /年	
	自家消費等の用途		
	自家消費等の比率	%	
	特定供給の有無 （注２８）	☐ 有 ☐ 無	

遵守事項 (注29)	事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン並びに説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。(注30)		☐
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令(条例を含む。)の規定を遵守すること。		☐
	特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。		☐
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。		☐
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。		☐
	発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【20kW未満の太陽光発電設備を除く】(注31)		☐
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。		☐
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないように、適切な措置を講ずること。(注32)		☐
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。		☐
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。		☐
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令(条例を含む。)を遵守し適切に行うこと。		☐
	認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに、検査済証の写し、建物の登記事項証明書及び工事計画(変更)届出書の写し(対象となる規模に限る。)を提出すること。また、運転開始までに、使用前自己確認結果届出書の写し(対象となる規模に限る。)及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備の場合のみ】		☐
	発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】		☐
添付書類	書類の種類	書類名	備考
	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本のいずれか(法人にあっては、法人登記簿謄本)(注33)		
	②印鑑証明書(注33)		
	③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本(注33)		
	④土地の取得を証する書類等(注34)		
	⑤建物所有者の同意書(屋根設置太陽光発電設備のみ)(注35)		
	⑥検査済証の写し(屋根設置太陽光発電設備のみ)(注36)(注37)		
	⑦建物の登記事項証明書(屋根設置太陽光発電設備のみ)(注36)		
	⑧工事計画届出書又は使用前自己確認結果届出書の写し(屋根		

設置太陽光発電設備のみ）（注３８）		
⑨太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す図面及び写真（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３９）		
⑩発電設備の内容を証する書類（注４０）		
⑪構造図（注３１）（注３２）（注４１）		
⑫配線図（単線結線図）（注４０）（注４２）		
⑬接続の同意を証する書類の写し		
⑭最大受電電力を証する書類（注４３）		
⑮事業実施体制図（注４４）		
⑯関係法令手続状況報告書（注４５）		
⑰森林法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４５）		
⑱宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４５）		
⑲砂防法の処分に係る状況を示す書類（処分が必要な場合）（注４５）		
⑳地すべり等防止法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４５）		
㉑急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４５）		
㉒再エネ発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離の範囲が確認できる地図等（注４６）		
㉓周辺地域の住民の範囲について市町村に事前相談を行った際の書類及び当該市町村の意見に係る書類（注４６）		
㉔説明会の開催案内又は事前周知措置を実施した際の配布書類又は回覧板、自治体		

公報若しくは自治体 広報誌へ掲載した書 類（注４６）（注４７ ）		
㉕説明会の開催案内 を実施した周辺地域 の住民の範囲が分か る書類（注４６）		
㉖説明会における配 布資料（注４６）		
㉗説明会の出席者名 簿又は事前周知措置 を実施した対象の範 囲が分かる書類（注４ ６）（注４７）		
㉘説明会の議事録（注 ４６）		
㉙説明会の開催後又 は事前周知措置の実 施後に受け付けた質 問等及び当該質問に 対する回答（注４６） （注４７）		
㉚説明会概要報告書 又は事前周知措置概 要報告書（注４６）（ 注４７）		
㉛再生可能エネルギ ー発電事業における 燃料（原料）調達及び 使用計画書（バイオマ ス発電設備のみ）（注 ４８）		
㉜再生可能エネルギ ー発電事業における 地熱資源等モニタリ ング計画書（地熱発電 設備のみ）（注４９）		
㉝補助金確定通知書 （注５０）		
㉞発電設備の所在す る都道府県内に小売 供給の５割を供給す る小売電気事業者又 は登録特定送配電事 業者に対し、当該発電 設備において発電さ れた再生可能エネル ギー電気を再生可能 エネルギー電気特定 卸供給により供給す ることを証するもの、 又は誓約するもの		
㉟再生可能エネルギ ー電気特定卸供給の 相手方である小売電 気事業者又は登録特 定送配電事業者の各 都道府県内への供給 状況を証するもの		
㊱当該事業計画に係 る再生可能エネルギ ー発電設備が所在す る地方公共団体内に、		

	災害その他の非常の場合を含む電気又は熱の一部を供給することを当該地方公共団体と協議し、その同意を得たことを証するもの		
	㊸地方公共団体の出資を証するもの		
	㊹その他 1		
	㊺その他 2		
	㊻その他 3（注 5 1）		

第 2 表 申請事業計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合に記載）

燃料区分 (注 5 2)	燃料名 (注 5 3)	バイオマス比率 (%) (注 5 4)	バイオマス比率考慮後出力 (kW) (注 5 5)	備考
A				
	計			
B				
	計			
C				
	計			
D				
	計			
E				
	計			
G				
	計			
バイオマス合計				
F				
	非バイオマス合計			

ライフサイクルGHG算定値 (注5 6)	g-CO ₂ eq/MJ-電力 (燃料名 :)
ライフサイクルGHG燃料輸送距離 (注5 7)	km (燃料名 :)

- (注1) 法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
- (注2) 申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、
E：近畿経済産業局、F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、
I：内閣府沖縄総合事務局
- (注3) 申請者（提出者）と同じ場合は、「申請者（提出者）と同じ」と記載することでも良い。
- (注4) 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者であつて、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない場合には、「課税事業者に該当する」の方にチェックをすること。その上で、「課税事業者に該当する」場合には、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）としての登録を受けた事業者に該当することを確認の上、チェックをすること。
- (注5) 法人番号がある場合には法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）である場合にはその登録番号を記載すること。その際、法人番号については、国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録番号については、「T」（ローマ字）を除いた13桁の数字を記載すること。
- (注6) 再生可能エネルギー発電事業に係る業務を執行する社員（会社法第591条に規定する「業務を執行する社員」のことであり、いわゆる従業員とは異なる。）、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し当該業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。該当する者がいない場合は「なし」と記載すること。なお、項目欄が不足する場合、項目欄分は申請書に記載した上で、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。
- (注7) 事業実施体制図の記載事項に含めて提出すること。
- (注8) 発電設備の区分は次の表に掲げる記号にて記載すること。

記号	発電設備	出力
A	太陽光発電設備	50kW以上250kW未満
	太陽光発電設備	250kW以上
8	屋根設置太陽光発電設備	10kW以上
D	風力発電設備（陸上風力）	50kW未満
	風力発電設備（陸上風力）	50kW以上
	風力発電設備（陸上風力リブレース）	—
U	風力発電設備（着床式洋上風力）	—
2	風力発電設備（浮体式洋上風力）	—
K	地熱発電設備	15,000kW未満
	地熱発電設備（全設備更新型リブレース）	15,000kW未満
	地熱発電設備（地下設備流用型リブレース）	15,000kW未満
L	地熱発電設備	15,000kW以上
	地熱発電設備（全設備更新型リブレース）	15,000kW以上
	地熱発電設備（地下設備流用型リブレース）	15,000kW以上
E	水力発電設備	200kW未満
V	水力発電設備（既設導水路活用型リブレース）	200kW未満
I	水力発電設備	200kW以上1,000kW未満
X	水力発電設備（既設導水路活用型リブレース）	200kW以上1,000kW未満
J	水力発電設備	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備	5,000kW以上30,000kW未満
Y	水力発電設備（既設導水路活用型リブレース）	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備（既設導水路活用型リブレース）	5,000kW以上30,000kW未満
M	バイオマス発電設備（メタン発酵ガス化発電（バイオマス由来））	—
1	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW未満
N	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW以上

3	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW未満
Q	バイオマス発電設備（建設資材廃棄物）	—
R	バイオマス発電設備（一般廃棄物その他バイオマス）	—

- なお、複数の発電設備を設置する場合は、それぞれの発電設備からの電気の供給量が個別に計測できる場合は、それぞれ個別に認定申請することとし、個別に計測できない場合は、申請時点において調達価格の一番安い価格区分の記号を記載すること。また、複数のバイオマス燃料を使用する場合は、最も使用量（発熱量）の多い燃料を使用するバイオマス区分記号を記載すること。
- (注9) 風力発電設備（洋上風力発電設備を除く。）、地熱発電設備又は水力発電設備について、既設設備を更新し、更新後の発電設備（以下「リプレース発電設備」という。）について認定申請を行う場合は「有」、新設設備について認定申請を行う場合は「無」のボックスにチェックを付すこと。また、既に法第9条第4項の認定を受けている発電設備又はR P S設備（法附則第4条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される法附則第3条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第9条第1項の規定により認定を受けた新エネルギー等を電気に変換する設備をいう。）を更新するリプレース発電設備について認定申請する場合には、既設設備（更新前の発電設備）の設備IDを記載すること。上記以外の発電設備に関しては発電設備の名称を記載すること。
- (注10) 発電設備の出力は、当該申請（提出）に係る発電設備の定格発電出力を小数第1位（小数第2位切捨て）まで記載すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、出力が10kW未満となる場合は様式第2、10kW以上50kW未満となる場合は様式第1の2により申請すること。
- (注11) 発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値を記載すること。
- (注12) 全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。
- (注13) 太陽光発電設備についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
A1：単結晶のシリコンを用いた太陽電池
A2：多結晶のシリコンを用いた太陽電池
B：薄膜半導体を用いた太陽電池
C：化合物半導体を用いた太陽電池
変換効率は実効変換効率を記載すること。太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
太陽電池の合計出力は小数第1位（小数第2位切捨て）まで記載すること。
- (注14) 一基当たりの出力が20kW未満の風力発電設備を使用する場合に記載すること。風車の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」及び「型式番号」を記載すること。
- (注15) 配線方法は、次の記号にて記載すること。
太陽光発電設備の場合
Z：全量配線
Y：余剰配線
太陽光発電設備以外の場合
A：1の需要場所に1引込の配線とする。
B：1の需要場所を2つの需要場所に分割し、需要場所ごとに1引込の配線とする。
C：電気事業法施行規則第3条第3項の規定により、1の需要場所に複数の引込の配線とする。
- (注16) 自家発電設備等の設置の有無を記載すること。蓄電池を設置する場合は、蓄電池の位置及び区分計量の可否も該当するボックスにチェックを付すこと。
- (注17) 電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する方法を記載すること。なお、複数の電力量計を用いる場合など特殊な計量方法である場合は、計量方法が具体的に分かる書類を添付すること。
- (注18) 当該申請（提出）に係る発電設備についての接続の同意を証する書類のとおり正確に記載すること。
- (注19) 風力発電設備（洋上風力発電設備を除く。）又は地熱発電設備であって、リプレース発電設備であるものは、「接続枠の継承」及び「電源線の継承」の項目におけるボックスのうち該当する方にチェックを付すこと。
- (注20) 接続枠とは、電力系統において確保されている送電に係る容量のことをいう。
- (注21) 運転開始済みの場合、備考欄の「運転開始済み」のボックスにチェックを付して、運転開始予定日の欄に運転開始年月日を記載すること。
- (注22) 保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）について、別紙として作成し、添

- 付すること。
- (注 2 3) 調達期間において必要となる保守点検及び維持管理費用の見込みについて記載すること。
- (注 2 4) 太陽光発電設備又は風力発電設備（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成 30 年法律第 89 号。以下「海洋再生可能エネルギー整備法」という。）第 16 条第 2 項第 10 号に規定する選定事業者が提出した同法第 17 条第 1 項に規定する公募占用計画に係るものを除く。）の場合は、外部積立てか内部積立てかを選択し、内部積立てによる積立てを行うことを希望する場合は「内部積立てに係る事項」を添付すること。なお、内部積立てを選択した場合でも、内部積立ての要件を満たさない場合には、外部積立てを行うものとして認定される。
- (注 2 5) 風力発電設備（海洋再生可能エネルギー整備法第 16 条第 2 項第 10 号に規定する選定事業者が提出した同法第 17 条第 1 項に規定する公募占用計画に係るものに限る。）、水力発電設備、地熱発電設備又はバイオマス発電設備の場合は、事業が終了した時点で必要となる、解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理にかかる費用について記載すること。
- (注 2 6) 発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書に記載されている受給額を記載すること。
- (注 2 7) 発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や特定供給を自家消費等という。
- (注 2 8) 特定供給とは、電気事業法第 27 条の 3 第 1 項に基づく許可を受けた者による当該許可に係る電気の供給をいう。
- (注 2 9) 右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。
- (注 3 0) 事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
- (注 3 1) 標識の掲示場所を構造図内で指し示すこと。
- (注 3 2) 当該申請（提出）に係る発電設備の周囲に柵塀がある又は設ける場合には、構造図内で指し示すこと。
- (注 3 3) 公的機関の発行する書類については、申請（提出）日より 3 ヶ月前から当該申請（提出）日までの間に発行された原本に限る。
- (注 3 4) 登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。
- (注 3 5) 建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。
- (注 3 6) 申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。
- (注 3 7) 検査済証を保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号及び交付年月日が記載された処分等の概要書又は台帳記載事項証明の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。また、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和 3 年農林水産省・国土交通省令第 6 号）第 1 条第 1 号に規定する A 構造畜舎等として畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 34 号）第 3 条第 3 項又は第 4 条第 1 項の認定を受けたものの屋根に設置する太陽光発電設備については、同法に基づく畜舎等利用計画の認定に係る通知書及び申請書（副本）の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。
- (注 3 8) 工事計画届出書の写しは、申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。使用前自己確認結果届出書の写しは、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
- (注 3 9) 写真については、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
- (注 4 0) 発電設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽電池に関する仕様書は添付不要。
- (注 4 1) 当該申請（提出）に係る発電設備から産出された熱を利用する場合は、熱を供給する導管等を構造図内で指し示すこと。また、熱の量を計量する熱量計をフロー図内で指し示し、計量法に基づく温度計であることを示すこと。
- (注 4 2) 電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する電力量計を配線図内で指し示し、計量法に基づく特定計量器であることを示すこと。
- (注 4 3) 接続の同意を証する書類等、一般送配電事業者との契約に基づく最大受電電力が明確に分かる書類を添付すること。
- (注 4 4) 当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施のための事業体制（保守点検会社等の事業実施関連会社や、申請者（提出者）が法人である場合には密接関係者）を明らかにする書類を添付すること。
- (注 4 5) 当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の状況が分かる書類を添付すること。法第 4 条の 2 第 2 項第 7 号の 2 に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第 8 条第 1 項本文の許可を含む。）が必要な場合にあっては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。
- (注 4 6) 説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付すること。
- (注 4 7) 事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、事前周知措置を実施した場合に

- 添付すること。
- (注 4 8) バイオマス発電に用いる燃料（メタン発酵ガス化発電の場合は原料）の種類や量、調達先等の調達計画及び当該燃料の使用計画を明らかにする書類を添付すること。
- (注 4 9) 地熱発電に用いる源泉等について継続的にモニタリング等を実施するなど、継続的かつ安定的に地熱発電を行うために必要な措置を講ずる計画になっていることが分かる書類を添付すること。
- (注 5 0) 発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書を添付すること。
- (注 5 1) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。
- (注 5 2) 燃料区分名は次の記号のとおり。
- A：メタン発酵ガス
 - B：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）
 - C：一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）
 - D：建設資材廃棄物
 - E：一般廃棄物その他バイオマス
 - F：その他（助燃剤等）
 - G：バイオマス液体燃料
- (注 5 3) 燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。A：メタン発酵ガスについては、メタン発酵ガスの原料名も記載すること。
- (注 5 4) バイオマス比率は小数第3位（小数第4位を四捨五入）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記載すること。
- (注 5 5) バイオマス比率考慮後出力は発電設備の出力に燃料区分ごとのバイオマス比率を乗じて算出した出力を小数第1位（小数第2位切捨て）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の出力を除いた合計を記載すること。
- (注 5 6) 各燃料のうちライフサイクルGHG排出量が最大のものについてその値を記載すること。バイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の計算方法は、「FIT/FIP制度におけるライフサイクルGHG計算方法」を参照すること。また、ライフサイクルGHGの既定値については、「FIT/FIP制度におけるバイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の既定値について」を参照すること。
- (注 5 7) メタン発酵ガス、建設資材廃棄物、一般廃棄物その他バイオマスについては、輸送距離が最長のものについて、その値を記載すること。

<備考>

用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格A 3 とすること。

様式第2の2（第4条の2（第4条）関係）

再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書
（再生可能エネルギー発電事業計画提出書）
（市場取引等により供給する事業を行う場合に限る）

年 月 日

経済産業大臣（広域的運営推進機関） 殿

申請者（提出者） 住 所 （〒 - ）
（注1）

氏 名

（法人にあつては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号 （ ） -

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第9条第1項（第6条）の規定に基づき、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けたい（法第7条第2項の規定に基づく入札に参加したい）ので、次のとおり申請（提出）します。

再生可能エネルギー発電事業計画 第1表による

申請事業計画使用燃料一覧 第2表による（バイオマス発電設備の場合）

担当経済産業局（注2） _____

第1表 再生可能エネルギー発電事業計画

事業計画内容				備考
事業者名（注3）				☐ 地方税法第七十二条の四に規定する法人
法人番号（注4）				
法人の代表者氏名（注3）	役職			
	氏名			
法人の役員氏名（注5）	役職			☐ 別紙あり
	氏名			
	役職			
	氏名			
	役職			
	氏名			
密接関係者（注6）				
事業者の住所（注3）		(〒 -)		
発電設備の区分（注7）				
既設設備の更新（注8）	☐ 有	既設設備 I D		
		既設設備の出力（kW）		
		既設設備の名称		
		既設設備の設置場所		
	☐ 無			
発電設備の出力（kW）（注9）				☐ 環境影響評価法に基づく環境影響評価のを実施中 ☐ 条例に基づく環境影響評価のを実施中
最大受電電力（kW）（注10）		☐ 発電側託送供給料金の支払者		
パワーコンディショナーの自立運転機能の有無	☐ 有 (kW) (自立運転機能 kW)			10kW以上50kW未満の太陽光発電設備の場合又
	☐ 無			

給電用コンセントの有無	☐ 有		は第一種複数太陽光発電設備設置事業を営む場合は記載すること	
	☐ 無			
発電設備の名称				
発電設備の設置場所 （注１１）	(〒 -)		☐ 別紙あり	
事業区域の面積（㎡）				
複数太陽光発電設備設置事業の該当性（注１２）	☐ 該当する	☐ 第一種複数太陽光発電設備設置事業 ☐ 第二種複数太陽光発電設備設置事業		
	☐ 該当しない			
太陽光発電設備の設置形態	☐ 屋根設置 （ ☐ 既設の建物等 ☐ 建設中・予定の建物等）	建物の所有	☐ 事業者が所有 ☐ 事業者以外が所有 ☐ 事業者が事業者以外と共有	
		建物の種類	☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅 ☐ 事務所、工場、店舗 ☐ 学校、公共施設 ☐ その他（ ）	
	☐ 地上設置 （ ☐ 野立て ☐ 営農型 ☐ 水上）	土地の所有	☐ 事業者が所有 ☐ 事業者以外が所有 ☐ 事業者が事業者以外と共有	
太陽電池に係る事項 （注１３）	製造事業者名			
	種類			
	変換効率		☐ 除外事項該当性	
	型式番号		☐ 別紙あり	
	枚数（枚）			
	合計出力（kW）			
風車に係る事項 （注１４）	製造事業者名			
	型式番号		☐ 別紙あり	
配線方法（注１５）				

自家発電設備等の設置の有無（注１６）	☐ 有	自家発電設備等の種類	☐ 蓄電池	蓄電池の位置	☐ PCSより発電設備側	区分計量の可否	☐ 可 ☐ 不可	
					☐ PCSより系統側		☐ 有 ☐ 無	
		☐ その他（ ）						
	☐ 無							
電気事業者への電気供給量の計測方法（注１７）								
系統接続に係る事項（注１８）	契約締結日		年 月 日					
	契約締結先							
	工事費負担金（円[税抜き]）							
更新に係る事項（注１９）	接続枠の継承（注２０）		☐ 有 ☐ 無					
	電源線の継承		☐ 有 ☐ 無					
事業実施工程（注２１）	設置工事開始予定日		年 月 日					
	系統連系予定日		年 月 日					
	運転開始予定日		年 月 日			☐ 運転開始済み		
	設備廃止予定日		年 月 日					
保守点検責任者	法人名（法人の場合）							
	責任者氏名							
	所属・役職（法人の場合）							
	電話番号							
	法人番号（法人の場合）							
保守点検及び維持管理計画（注２２）	別紙のとおり							
保守点検及び維持管理費用総額（円[税抜き]）（注２３）								

解体等に要する費用 (注 2 4)		☐ 外部積立て(法第 1 5 条の 1 2 から第 1 5 条の 1 6 までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。) ☐ 内部積立て(法第 1 5 条の 1 7 に基づき、内部積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。)(詳細は、別添「内部積立てに係る事項」記載のとおり。)		☐ 「内部積立てに係る事項」の添付あり	
廃棄等費用(注 2 5)		総額(円[税抜き])			
		算定方法			
		積立開始時期	年 月		
		積立終了時期	年 月		
		毎月積立金額(円[税抜き])			
補助金の受給額(円) (注 2 6)					
需給管理の方法					
電気の取引方法					
セキュリティ管理責任者		移行前設備 I D			
		セキュリティ管理責任者	法人名(法人の場合)		
			責任者氏名		
			所属・役職(法人の場合)		
			電話番号		
			法人番号(法人の場合)		
供給エリア(注 2 7)					
遵守事項 (注 2 8)	事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン及び説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。(注 2 9)			☐	
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令(条例を含む。)の規定を遵守すること。			☐	
	特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。			☐	
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。			☐	
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された交付期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。			☐	
	発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。(注 3 0)			☐	
安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。			☐		

	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないように、適切な措置を講ずること。（注３１）	☐	
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。（太陽光発電設備及び風力発電設備については原則、出力規模の大きい特別高圧連系等は専用回線、出力規模が小さい高圧以下連系はインターネット回線を活用したシステムを構築すること。）	☐	
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	☐	
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	☐	
	認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに、検査済証の写し、建物の登記事項証明書及び工事計画（変更）届出書（対象となる規模に限る。）の写しを提出すること。また、運転開始までに、使用前自己確認結果届出書の写し（対象となる規模に限る。）及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備の場合のみ】	☐	
	発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】	☐	
添 付 書 類	書 類 の 種 類	書 類 名	備 考
	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注３２）		
	②印鑑証明書（注３２）		
	③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注３２）		
	④土地の取得を証する書類等（注３３）		
	⑤建物所有者の同意書（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３４）		
	⑥検査済証の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３５）（注３６）		
	⑦建物の登記事項証明書（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３５）		
	⑧工事計画届出書又は使用前自己確認結果届出書の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３７）		
	⑨太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す図面及び写真（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３８）		
⑩発電設備の内容を証する書類（注３９）			

⑪構造図（注３０）（注３１）（注４０）		
⑫配線図（注４１）		
⑬接続の同意を証する書類の写し		
⑭最大受電電力を証する書類（注４２）		
⑮事業実施体制図（注４３）		
⑯関係法令手続状況報告書（注４４）		
⑰森林法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４４）		
⑱宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４４）		
⑲砂防法の処分に係る状況を示す書類（処分が必要な場合）（注４４）		
⑳地すべり等防止法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４４）		
㉑急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４４）		
㉒再エネ発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離の範囲が確認できる地図等（注４５）		
㉓周辺地域の住民の範囲について市町村に事前相談を行った際の書類及び当該市町村の意見に係る書類（注４５）		
㉔説明会の開催案内又は事前周知措置を実施した際の配布書類又は回覧板、自治体公報若しくは自治体広報誌へ掲載した書類（注４５）（注４６）		
㉕説明会の開催案内を実施した周辺地域の住民の範囲が分かる書類（注４５）		

②⑥説明会における配布資料（注４５）		
②⑦説明会の出席者名簿又は事前周知措置を実施した対象の範囲が分かる書類（注４５）（注４６）		
②⑧説明会の議事録（注４５）		
②⑨説明会の開催後又は事前周知措置の実施後に受け付けた質問等及び当該質問に対する回答（注４５）（注４６）		
③⑩説明会概要報告書又は事前周知措置概要報告書（注４５）（注４６）		
③⑪再生可能エネルギー発電事業における燃料(原料)調達及び使用計画書（バイオマス発電設備のみ）（注４７）		
③⑫再生可能エネルギー発電事業における地熱資源等モニタリング計画書（地熱発電設備のみ）（注４８）		
③⑬補助金確定通知書（注４９）		
③⑭発電量調整供給契約申込書の写し（特定契約により供給する事業からの移行のみ）		
③⑮市場取引等により供給する方法を証する書類（特定契約により供給する事業からの移行のみ）		
③⑯自ら又は直接の取引先が電気事業法上の事業者であることを証する書類（１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満の太陽光発電設備の場合又は第一種複数太陽光発電設備設置事業を営む場合のみ）		
③⑰その他１		
③⑱その他２		
③⑲その他３（注５０）		

第2表 申請事業計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合に記載）

燃料区分 (注51)	燃料名 (注52)	バイオマス 比率(%) (注53)	バイオマス 比率考慮後 出力(kW) (注54)	備考
A				
	計			
B				
	計			
C				
	計			
D				
	計			
E				
	計			
G				
	計			
バイオマス合計				
F				
	非バイオマス合計			
ライフサイクル GHG算定値 (注55)	g-CO2eq/MJ-電力 (燃料名 :)			
ライフサイクルGHG燃料 輸送距離 (注56)	km (燃料名 :)			

- (注1) 法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
- (注2) 申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、
E：近畿経済産業局、F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、
I：内閣府沖縄総合事務局
- (注3) 申請者（提出者）と同じ場合は、「申請者（提出者）と同じ」と記載することでも良い。
- (注4) 法人番号がある場合のみ記載すること。その際、国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載すること。

- (注 5) 再生可能エネルギー発電事業に係る業務を執行する社員（会社法第 591 条に規定する「業務を執行する社員」のことであり、いわゆる従業員とは異なる。）、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し当該業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。該当する者がいない場合は「なし」と記載すること。なお、項目欄が不足する場合、項目欄分は申請書に記載した上で、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。
- (注 6) 事業実施体制図の記載事項に含めて提出すること。
- (注 7) 発電設備の区分は次の表に掲げる記号にて記載すること。

記号	発電設備	出力
A	太陽光発電設備	10kW以上50kW未満
	太陽光発電設備	50kW以上250kW未満
	太陽光発電設備	250kW以上
8	屋根設置太陽光発電設備	10kW以上
D	風力発電設備（陸上風力）	50kW未満
	風力発電設備（陸上風力）	50kW以上
	風力発電設備（陸上風力リブレース）	—
U	風力発電設備（着床式洋上風力）	—
2	風力発電設備（浮体式洋上風力）	—
K	地熱発電設備	15,000kW未満
	地熱発電設備（全設備更新型リブレース）	15,000kW未満
	地熱発電設備（地下設備流用型リブレース）	15,000kW未満
L	地熱発電設備	15,000kW以上
	地熱発電設備（全設備更新型リブレース）	15,000kW以上
	地熱発電設備（地下設備流用型リブレース）	15,000kW以上
E	水力発電設備	200kW未満
V	水力発電設備（既設導水路活用型リブレース）	200kW未満
I	水力発電設備	200kW以上1,000kW未満
X	水力発電設備（既設導水路活用型リブレース）	200kW以上1,000kW未満
J	水力発電設備	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備	5,000kW以上30,000kW未満
Y	水力発電設備（既設導水路活用型リブレース）	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備（既設導水路活用型リブレース）	5,000kW以上30,000kW未満
M	バイオマス発電設備（メタン発酵ガス化発電（バイオマス由来））	—
1	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW未満
N	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW以上
3	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW未満
Q	バイオマス発電設備（建設資材廃棄物）	—
R	バイオマス発電設備（一般廃棄物その他バイオマス）	—

- なお、複数の発電設備を設置する場合は、それぞれの発電設備からの電気の供給量が個別に計測できる場合は、それぞれ個別に認定申請することとし、個別に計測できない場合は、申請時点において基準価格の一番安い価格区分の記号を記載すること。また、複数のバイオマス燃料を使用する場合は、最も使用量（発熱量）の多い燃料を使用するバイオマス区分記号を記載すること。
- (注 8) 風力発電設備（洋上風力発電設備を除く。）、水力発電設備又は地熱発電設備について、既設設備を更新し、更新後の発電設備（以下「リブレース発電設備」という。）について認定申請を行う場合は「有」、新設設備について認定申請を行う場合は「無」のボックスにチェックを付すこと。また、既に法第 9 条第 4 項の認定を受けている発電設備又は R P S 設備（法附則第 4 条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される法附則第 3 条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第 9 条第 1 項の規定により認定を受けた新エネルギー等を電気に変換する設備をいう。）を更新するリブレース発電設備について認定申請する場合には、既設設備（更新前の発電設備）の設備 I D を記載すること。上記以外の発電設備に関しては発電設備の名称を記載すること。
- (注 9) 発電設備の出力は、当該申請（提出）に係る発電設備の定格発電出力を小数第 1 位（小数第 2 位切捨て）まで記載すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。
- (注 10) 発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値を記載すること。
- (注 11) 全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。

- (注 1 2) 第一種複数太陽光発電設備設置事業は、その出力が 10 kW未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が 10 kW以上 50 kW未満となる場合をいう。第二種複数太陽光発電設備設置事業は、その出力が 10 kW未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が 50 kW以上となる場合をいう。
- (注 1 3) 太陽光発電設備についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
A 1：単結晶のシリコンを用いた太陽電池
A 2：多結晶のシリコンを用いた太陽電池
B：薄膜半導体を用いた太陽電池
C：化合物半導体を用いた太陽電池
変換効率は実効変換効率を記載すること。太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
太陽電池の合計出力は小数第 1 位（小数第 2 位切捨て）まで記載すること。
- (注 1 4) 一基当たりの出力が 20 kW未満の風力発電設備を使用する場合に記載すること。風車の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」及び「型式番号」を記載すること。
- (注 1 5) 配線方法は、次の記号にて記載すること。
太陽光発電設備の場合
Z：全量配線
Y：余剰配線
太陽光発電設備以外の場合
A：1 の需要場所に 1 引込の配線とする。
B：1 の需要場所を 2 つの需要場所に分割し、需要場所ごとに 1 引込の配線とする。
C：電気事業法施行規則第 3 条第 3 項の規定により、1 の需要場所に複数の引込の配線とする。
- (注 1 6) 自家発電設備等の設置の有無を記載すること。蓄電池を設置する場合は、蓄電池の位置及び区分計量の可否、系統からの充電の有無も該当するボックスにチェックを付すこと。
- (注 1 7) 電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する方法を記載すること。なお、複数の電力量計を用いる場合など特殊な計量方法である場合は、計量方法が具体的に分かる書類を添付すること。
- (注 1 8) 当該申請（提出）に係る発電設備についての接続の同意を証する書類のとおり正確に記載すること。
- (注 1 9) 風力発電設備（洋上風力発電設備を除く。）又は地熱発電設備であって、リプレース発電設備であるものは、「接続枠の継承」及び「電源線の継承」の項目におけるボックスのうち該当する方にチェックを付すこと。
- (注 2 0) 接続枠とは、電力系統において確保されている送電に係る容量のことをいう。
- (注 2 1) 運転開始済みの場合、備考欄の「運転開始済み」のボックスにチェックを付して、運転開始予定日の欄に運転開始年月日を記載すること。
- (注 2 2) 保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）について、別紙として作成し、添付すること。
- (注 2 3) 交付期間において必要となる保守点検及び維持管理費用の見込みについて記載すること。
- (注 2 4) 太陽光発電設備又は風力発電設備（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成 30 年法律第 89 号。以下「海洋再生可能エネルギー整備法」という。）第 16 条第 2 項第 10 号に規定する選定事業者が提出した同法第 17 条第 1 項に規定する公募占用計画に係るものを除く。）の場合は、外部積立てか内部積立てかを選択し、内部積立てによる積立てを行うことを希望する場合は「内部積立てに係る事項」を添付すること。なお、内部積立てを選択した場合でも、内部積立ての要件を満たさない場合には、外部積立てとして認定される。
- (注 2 5) 風力発電設備（海洋再生可能エネルギー整備法第 16 条第 2 項第 10 号に規定する選定事業者が提出した同法第 17 条第 1 項に規定する公募占用計画に係るものに限る。）、水力発電設備、地熱発電設備又はバイオマス発電設備の場合は、事業が終了した時点で必要となる、解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理にかかる費用について記載すること。
- (注 2 6) 発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書に記載されている受給額を記載すること。
- (注 2 7) 供給エリアは、北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州、沖縄から選択すること。
- (注 2 8) 右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。
- (注 2 9) 事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。

- (注30) 標識の掲示場所を構造図内で指し示すこと。
- (注31) 当該申請（提出）に係る発電設備の周囲に柵塀がある又は設ける場合には、構造図内で指し示すこと。
- (注32) 公的機関の発行する書類については、申請（提出）日より3ヶ月前から当該申請（提出）日までの間に発行された原本に限る。
- (注33) 登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。
- (注34) 建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。
- (注35) 申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。
- (注36) 検査済証を保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号及び交付年月日が記載された処分等の概要書又は台帳記載事項証明の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。また、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）第1条第1号に規定するA構造畜舎等として畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）第3条第3項又は第4条第1項の認定を受けたものの屋根に設置する太陽光発電設備については、同法に基づく畜舎等利用計画の認定に係る通知書及び申請書（副本）の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。
- (注37) 工事計画届出書の写しは、申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。使用前自己確認結果届出書の写しは、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
- (注38) 写真については、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
- (注39) 発電設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽電池に関する仕様書は添付不要。
- (注40) PCSより系統側に蓄電池を設置し、当該蓄電池に系統からの充電を行う場合にあっては、再生可能エネルギー発電設備の設置場所を含む一の需要場所に需要設備が設置されていないこと（当該再生可能エネルギー発電設備の運転に不可欠のものであって、当該需要設備において使用する電気の量が微量である場合を除く。）が分かる書類を提出すること。
- (注41) 電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する電力量計を配線図内で指し示し、計量法に基づく特定計量器であることを示すこと。PCSより系統側に蓄電池を設置し、当該蓄電池に系統からの充電を行う場合にあっては、蓄電池から放電された電気の量のうち再生可能エネルギー源を電気に変換する設備に由来するものとそれ以外のものとを区分するために必要な電気の量を計量でき、かつ、当該蓄電池から市場取引等により供給する電気の量を計量できるように電力量計が設置されていることが分かるものを提出すること。
- (注42) 接続の同意を証する書類等、一般送配電事業者との契約に基づく最大受電電力が明確に分かる書類を添付すること。
- (注43) 当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施のための事業体制（保守点検会社等の事業実施関連会社や、申請者（提出者）が法人である場合には密接関係者）を明らかにする書類を添付すること。
- (注44) 当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の手続状況が分かる書類を添付すること。法第4条の2第2項第7号の2に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第8条第1項本文の許可を含む。）が必要な場合にあっては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。
- (注45) 説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付すること。
- (注46) 事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、事前周知措置を実施した場合に添付すること。
- (注47) バイオマス発電に用いる燃料（メタン発酵ガス化発電の場合は原料）の種類や量、調達先等の調達計画及び当該燃料の使用計画を明らかにする書類を添付すること。
- (注48) 地熱発電に用いる源泉等について継続的にモニタリング等を実施するなど、継続的かつ安定的に地熱発電を行うために必要な措置を講ずる計画になっていることが分かる書類を添付すること。
- (注49) 発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書を添付すること。
- (注50) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。
- (注51) 燃料区分名は次の記号のとおり。
A：メタン発酵ガス
B：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）
C：一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）
D：建設資材廃棄物
E：一般廃棄物その他バイオマス

F：その他（助燃剤等）

G：バイオマス液体燃料

- （注５２）燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。A：メタン発酵ガスについては、メタン発酵ガスの原料名も記載すること。
- （注５３）バイオマス比率は小数第３位（小数第４位を四捨五入）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記載すること。
- （注５４）バイオマス比率考慮後出力は発電設備の出力に燃料区分ごとのバイオマス比率を乗じて算出した出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の出力を除いた合計を記載すること。
- （注５５）各燃料のうちライフサイクルGHG排出量が最大のものについてその値を記載すること。バイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の計算方法は、「FIT/FIP制度におけるライフサイクルGHG計算方法」を参照すること。また、ライフサイクルGHGの既定値については、「FIT/FIP制度におけるバイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の既定値について」を参照すること。
- （注５６）メタン発酵ガス、建設資材廃棄物、一般廃棄物その他バイオマスについては、輸送距離が最長のものについて、その値を記載すること。

<備考>

用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格A３とすること。

様式第 7（第 11 条関係）

再生可能エネルギー発電事業廃止届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 住 所 （〒 - ）
（注 1）

氏 名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号 （ ） -

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号）第 11 条の規定により認定された再生可能エネルギー発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止したので、次のとおり届け出ます。

廃止対象事業計画

設備 I D（識別番号）	
発電設備の名称	
運転開始の有無（注 2）	☐ 運転開始前 ☐ 運転開始後（運転開始日： 年 月 日）

担当経済産業局（注 3） _____

廃止事業情報				備 考
設備撤去日 (注4)	年 月 日			
設備廃棄日 (注5)	年 月 日			
廃止理由				□別紙あり
交付期間又は 調達期間終了 後の設備の用 途	☐ 売電継続 売電先 : 売電開始 : 年 月 日 売電終了 : 年 月 日 発電設備の出力 : kW 売電単価 : 円/kWh			
	☐ 自家消費			
	☐ なし(交付期間又は調達期間終了後廃棄)			
太陽光発電設備 の場合の諸 費用の報告	① 仮設工事費 () 万円(税抜き)			
	② 解体・撤去・処分費(注6) () 万円(税抜き)			
	・太陽電池モジュール(注7) ☐ リユース () () 万円(税抜き) ☐ リサイクル () () 万円(税抜き) ☐ 産廃処理 () 万円(税抜き) ・架台 () 万円(税抜き) ・基礎 ☐ コンクリート置 ☐ スクリュー杭 ☐ その他 () () 万円(税抜き) ・その他設備(パワコン・インバータ、モニター等) () 万円(税抜き)			
	③ 整地工事費 () 万円(税抜き)			
	④ その他諸経費(一般管理費等) () 万円(税抜き)			
	合計(①+②+③+④) () 万円(税抜き)			
風力発電設備 の場合の諸費 用の報告	① 仮設工事費 () 万円(税抜き)			
	② 解体・撤去・処分費(注8) () 万円(税抜き)			
	・風車(注9) ☐ リユース () () 万円(税抜き) ☐ リサイクル () () 万円(税抜き) ☐ 産廃処理 () 万円(税抜き) ・タワー () 万円(税抜き) ・基礎 () 万円(税抜き) ・その他設備 () 万円(税抜き)			
	③ 整地工事費 () 万円(税抜き)			
	④ その他諸経費(一般管理費等) () 万円(税抜き)			
	合計(①+②+③+④) () 万円(税抜き)			
事業廃止後の 土地の用途 (注10)	☐ 新たな再生可能エネルギー発電事業の実施 ☐ 原状回復(原状における用途:) ☐ 更地化 ☐ その他 ()			
市場取引等により供給する 事業への移行	☐ 有	移行後設備 I D		
	☐ 無			

添付書類（注１１）	書類の種類	書 類 名	備 考
	①印鑑証明書（注１２）		
	②産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し（注１３）		
	③設備を売却したことを証する書類（注１４）		
	④罹災証明書（注１５）		
	⑤写真（設備の除去等の前・中・後）（注１６）		
	⑥その他（注１７）		

- （注１） 法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- （注２） 運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載すること。
- （注３） 届出書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、
E：近畿経済産業局、F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、
I：内閣府沖縄総合事務局
- （注４） 発電設備の撤去が完了した日を記載すること。
- （注５） 発電設備の最終処分予定日又は設備の引渡し予定日を記載すること。
- （注６） 「太陽電池モジュール（リユース、リサイクル、産廃処理の処分方法の分類ごと）」「架台」「基礎」「その他設備」の分類ごとに、解体、撤去・運搬、最終処分等までに要した費用の総額を記載すること。
- （注７） リユース又はリサイクルを行った場合はその部品・素材等を記載すること。有価売却の場合は、当該売却によって得た収益を差し引いた金額（マイナスになる場合はマイナス）を記載すること。
- （注８） 「風車（リユース、リサイクル、産廃処理の処分方法の分類ごと）」「タワー」「基礎」「その他設備」の分類ごとに、解体、撤去・運搬、最終処分等までに要した費用の総額を記載すること。
- （注９） リユース又はリサイクルを行った場合はその部品・素材等を記載すること。有価売却の場合は、当該売却によって得た収益を差し引いた金額（マイナスになる場合はマイナス）を記載すること。
- （注１０） 発電設備が太陽光発電設備（屋根設置）の場合を除き記載すること。
- （注１１） 廃止の理由や方法に応じて、必要な書類を添付すること。
- （注１２） 本届出を提出する際に必ず添付すること。なお、届出日より３ヶ月前から当該届出日までの間に発行された原本に限る。
- （注１３） 発電設備を廃棄する場合に添付すること。収集・運搬業者による署名または押印がなされたマニフェストの写し、又は収集・運搬業者若しくは処分業者に引渡しを行ったことを登録したマニフェストの写しであることが必要。
- （注１４） 発電設備を中古市場等に売却する場合に添付すること。
- （注１５） 発電設備が災害等により逸失した場合に添付すること。
- （注１６） 発電設備を設置済みの場合に添付すること。
- （注１７） 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

<備考>

用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格A３とすること。

様式第 7 の 3 （第 1 3 条の 7 関係）

解体等積立金取戻申請書（認定事業者等）

年 月 日

広域的運営推進機関 殿

申請者 住 所 （〒 - ）

（注 1）

氏 名

（法人にあつては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号 （ ） -

設備 I D （識別番号）

発電設備の名称

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 2 3 年法律第 1 0 8 号。以下「法」という。）第 1 5 条の 1 5 の規定により、以下のとおり解体等積立金の取戻しを申請します。

記

取戻申請額 円

取戻申請情報		備 考
申請主体 の性質 (注 2)	☐ 認定事業者 ☐ 認定事業者であった者（以下「旧認定事業者」という。）又はその承継人	
取戻事由 (注 3)	☐ 認定発電設備（認定発電設備であったものを含む。以下同じ。）の解体等の実施に要する費用に充てる （調達期間又は交付期間中の場合） ☐ 発電事業を廃止する ☐ 発電事業を縮小する （調達期間又は交付期間終了後の場合） ☐ 発電事業を廃止する ☐ 発電事業を縮小する ☐ 太陽電池モジュール又は風車を一部交換する ☐ 調達期間又は交付期間終了後に一度も交換していない太陽電池モジュール又は風車を全て交換する ☐ 法第 1 5 条の 1 8 第 1 項の規定により再生可能エネルギー発電設備の解体等が完了したことについて経済産業省の確認を受けた ☐ 認定事業者が法第 1 5 条の 1 7 の規定により解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てている（以下「内部積立て」という。）	
解体等に 係る太陽	解体等に係る太陽電池モジュール又は風車の出力	kW

電池モジュール又は風車の出力等		認定に係る太陽電池モジュール又は風力発電設備の出力	kW	
取戻可能額及びその算定の基礎（注4）	取戻可能額		円	☐ 別紙あり
	算定根拠	① [円： 積立期間において積み立てられた積立金の総額（積立期間中の場合は想定される積立金の総額）] × [kW： 廃棄する太陽電池モジュール又は風車の出力] ÷ [kW： 認定上の太陽電池モジュール又は風力発電設備の出力] = 円 ②取戻し時点での積立額 = 円 ③実際に廃棄等に要した費用の額 = 円		
振込先口座	金融機関名			☐ 別紙あり
	本・支店名			
	口座種類			
	口座番号			
	口座名義			
添付書類（注5）	書類の種類	書 類 名		備 考
	①印鑑証明書（注6）			
	②旧認定事業者又はその承継人であることを証する書面（注7）			
	③解体を行うこと（解体等を完了した場合は解体等を完了したこと）及び解体等に			

要する費用を証する書面（注 8）		
④解体等の完了の承認を受けたことを証する書面（注 9）		
⑤内部積立を行っていることを証する書面（注 10）		
⑥当該設備が適切かつ着実な解体等を実施する観点から適切な構造であることを証する書面（注 11）		
⑦その他（注 12）		

- （注 1） 法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- （注 2） 旧認定事業者又はその承継人には、これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、認定事業者である地位を承継する者が存しない場合には、当該法人の役員であった者を含む。
- （注 3） 該当する取戻事由を選択すること。なお、発電事業を縮小する場合、及び太陽電池モジュール又は風車を一部交換する場合は、次の各場合に限り、取戻しが認められる。
【調達期間又は交付期間中に発電事業を縮小する場合】
太陽光発電の場合は、廃棄される太陽電池モジュールが、認定上の太陽電池モジュールの出力の 15%以上かつ 50kW以上である場合。風力発電の場合は、廃棄される風車が 1 基単位である場合。
【調達期間又は交付期間後に、発電事業を縮小する場合又は太陽電池モジュール若しくは風車を一部交換する場合】
太陽光発電の場合は、FIT制度又はFIP制度の下で設置された当初の太陽電池モジュールの一部が廃棄又は交換された場合（ただし、廃棄又は交換される太陽電池モジュールが、認定上の太陽電池モジュールの出力の 15%以上かつ 50kW以上である場合に限る。）。風力発電の場合は、FIT制度又はFIP制度の下で設置された当初の風車が 1 基単位で廃棄又は交換された場合。
- （注 4） 該当する取戻事由に応じて、取戻可能額を記載すること。なお、調達期間又は交付期間中に発電事業を縮小する場合、及び調達期間又は交付期間終了後に、発電事業を縮小する場合又は太陽電池モジュール若しくは風車を一部交換する場合においては、以下の①～③を算定して算定根拠として記載し、最も小さい額を取戻可能額として記載すること。
【太陽光発電の場合】

① 10年間で積み立てられた積立金の総額（積立期間中の場合は想定される積立金の総額）のうち、認定上の太陽電池モジュールの出力に対する廃棄する太陽電池モジュールの出力の割合に相当する額

②取戻し時点での積立額

③実際に廃棄等に要した費用の額

【風力発電の場合】

①積立期間において積み立てられた積立金の総額（積立期間中の場合は想定される積立金の総額）のうち、認定上の風力発電設備の出力に対する廃棄する風車の出力の割合に相当する額。なお、風力発電設備を構成する各風車の定格発電出力の総和が認定上の風力発電設備の出力と異なる場合にあっては、廃棄する風車の定格発電出力に対して、当該認定上の風力発電設備の出力を当該各風車の定格発電出力の総和で除した値を乗じた値とする。

②取戻し時点での積立額

③実際に廃棄等に要した費用の額

(注5) 申請理由に応じて、必要な書類を添付すること。

(注6) 本申請書を提出する際に必ず添付すること。なお、申請日より3ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。

(注7) 旧認定事業者又はその承継人が申請する場合に添付すること。

(注8) 認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てることを取戻事由とする場合に、以下の書類を添付すること。なお、風力発電の場合は、除去等に係る風車の容量を証する書面（例：風車1基当たりの定格発電出力を証する書類等）を添付すること。また、陸上風力発電において、環境省による廃棄物処理法に係る解釈明確化の通知や「陸上風力発電機の基礎の取扱いに関する解説」（2023年2月、日本風力発電協会）を踏まえて適切に判断された結果、地下基礎を存置する場合にあっては、それを証する書面を添付すること。

【認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てる場合（解体等の実施が未了の場合）】

認定事業者等と解体・撤去業者との間で締結された廃棄等を依頼する内容の契約書写し（なお、解体等を予定する太陽電池モジュールの量又は風車の数が記載されている必要がある。）等

【認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てる場合（解体等の実施を完了した場合）】

認定事業者等と解体・撤去業者との間で締結された廃棄等を依頼する内容の契約書写し（なお、解体等を予定する太陽電池モジュールの量又は風車の数が記載されている必要がある。）、産業廃棄物管理表（マニフェスト）の写し、写真（除去等の前・中・後）及び領収書等

(注9) 再生可能エネルギー発電設備の解体等が完了したことについて経済産業大臣の確認を受けたことを取戻事由とする場合に添付すること。

(注10) 認定事業者等が内部積立てにより解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てていることを取戻事由とする場合に添付すること。

(注11) 太陽光発電の場合は、廃棄する太陽電池モジュールについて含有化学物質（鉛、カドミウム、ヒ素及びセレン）及び製造期間の情報が把握されていることを証する書面（JP-ACの型式登録情報の写し等）を添付すること。あらかじめ当該情報が把握されていない場合には、廃棄時において含有化学物質を調査し、その結果を示した書類を添付すること。

(注12) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

<備考>

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格A3とすること。

様式第 7 の 4 （第 1 3 条の 7 関係）

解体等積立金取戻申請書（認定事業者等以外の者）

年 月 日

広域的運営推進機関 殿

申請者 住 所 （〒 - ）

（注 1）

氏 名

（法人にあつては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号 （ ） -

設備 I D （識別番号）

発電設備の名称

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 1 5 条の 1 6 の規定により、以下のとおり解体等積立金の取戻しを申請します。

記

取戻申請額 円

取戻申請情報			備 考
取戻事由（注 2）			
認定事業者等及び推進機関に通知した日	認定事業者等への通知日	年 月 日	
	推進機関への通知日	年 月 日	
除去等に係る太陽電池モジュール又は風車の出力等（注 3）	除去等に係る太陽電池モジュール又は風車の出力	kW	
	認定に係る太陽電池モジュール又は風力発電設備の出力	kW	
取戻可能額及	取戻可能額	円	

びその算定の 基礎（注４）	算定根拠	① [円：積立期間において積み立てられた積 立金の総額（積立期間中の場合は想定される積立金の総 額）] × [kW：廃棄する太陽電池モジュール又は風 車の出力] ÷ [kW：認定上の太陽電池モジュール又は風 力発電設備の出力] = 円 ②取戻し時点での積立額＝ 円 ③除去等に要した費用の額＝ 円	☐ 別紙あり
振込先口座	金融機関名		☐ 別紙あり
	本・支店名		
	口座種類		
	口座番号		
	口座名義		
添付書類 （注５）	書類の種類	書 類 名	備 考
	①印鑑証明 書（注６）		
	②産業廃棄 物管理表 （マニフェ スト）の写 し（注７）		
	③写真（除 去等の前・ 中・後）		
	④除去等が 適法にされ たものであ ることを証 する書面 （注８）		
	⑤認定事業 者等にあら かじめ通知 したことを 証する書面 （注９）		
	⑥除去等に 係る太陽電 池モジュー ル又は風車 の出力を証 する書面 （注１０）		
	⑦除去等に 要した費用 を証する書 面（注１１ ）		
	⑧当該設備 が適切かつ 着実な解体 等を実施す る観点から 適切な構造 であることを 証する書面 （注１２）		

	⑨その他 (注13)	

- (注1) 法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- (注2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の法律の規定により再生可能エネルギー発電設備の除去その他の措置（本様式において「除去等」という。）を講じたこと、当該措置が対象となる再生可能エネルギー発電設備の解体等に係るものであるといえることが分かる法的根拠及び事実を、簡潔に記載すること。
- (注3) 認定に係る太陽電池モジュール又は風力発電設備の出力については、申請者において把握できれば記載すること。
- (注4) 以下の①～③を算定し、最も小さい額を取戻可能額として記載すること。ただし、申請者において、⑦認定に係る太陽電池モジュール又は風力発電設備の出力が把握できない場合には②③を、①積立金が把握できない場合には①③を、⑦そのいずれもが把握できない場合には③のみを、それぞれ基礎とすること。
- 【太陽光発電の場合】
- ①10年間で積み立てられた積立金の総額（積立期間中の場合は想定される積立金の総額）のうち、認定上の太陽電池モジュールの出力に対する除去等を行う太陽電池モジュールの出力の割合に相当する額
- ②取戻し時点での積立額
- ③実際に除去等に要した費用の額
- 【風力発電の場合】
- ①積立期間において積み立てられた積立金の総額（積立期間中の場合は想定される積立金の総額）のうち、認定上の風力発電設備の出力に対する廃棄する風車の出力の割合に相当する額。なお、風力発電設備を構成する各風車の定格発電出力の総和が認定上の風力発電設備の出力と異なる場合にあっては、廃棄する風車の定格発電出力に対して、当該認定上の風力発電設備の出力を当該各風車の定格発電出力の総和で除した値を乗じた値とする。
- ②取戻し時点での積立額
- ③実際に除去等に要した費用の額
- (注5) 申請理由に応じて、必要な書類を添付すること。
- (注6) 本申請書を提出する際に必ず添付すること。なお、申請日より3ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。
- (注7) 最終処分終了を確認できるものであることが必要。
- (注8) 取戻事由欄に記載した内容に応じ、行政代執行の通知書や議会への報告書等を添付すること。
- (注9) 内容証明郵便の写しや、公示送達等の方法による通知を行った場合における当該方法による通知を行ったことを証する書面等を添付すること。
- (注10) 太陽光発電の場合は、除去等に係る太陽電池モジュールの枚数及び1枚当たりの発電容量を証する書類等を添付すること。風力発電の場合は、除去等に係る風車の数及び風車1基当たりの定格発電出力を証する書類等を添付すること。
- (注11) 領収書や行政代執行の議会への報告書等を添付すること。
- (注12) 太陽光発電の場合は、廃棄する太陽電池モジュールについて含有化学物質（鉛、カドミウム、ヒ素及びセレン）及び製造期間の情報が把握されていることを証する書面（JP-ACの型式登録情報の写し等）を添付すること。あらかじめ当該情報が把握されていない場合には、廃棄時において含有化学物質を調査し、その結果を示した書類を添付すること。
- (注13) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

<備考>

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格A3とすること。

様式第7の5（第13条の8関係）

再生可能エネルギー発電設備解体等完了確認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住 所 （〒 - ）
（注1）

氏 名

（法人にあつては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号 （ ） -

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号。以下「施行規則」という。）第13条の8第1項の規定により、積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備について、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等を完了したことの確認を受けたいので、次のとおり申請します。

確認対象発電設備

設備ID（識別番号）	
発電設備の名称	

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第11条の規定による届出（以下「廃止届出」という。）とともに提出するか否か（注2）

☐ 本申請書を、廃止届出とともに提出します。

担当経済産業局（注3） _____

解体等に関する情報		備 考	
解体等を完了した日（注４）	年 月 日		
申請理由	☐ 法第１４条（第１号に係る部分に限る。）の規定により法第９条第４項の認定の効力が失われた。 ☐ 法第１５条の規定により法第９条第４項の認定が取り消された。		
添付書類（注５）	書類の種類	書 類 名	備 考
	①印鑑証明書（注６）		
	②産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し（注７）		
	③設備を売却し、引き渡したことを証する書類（注８）		
	④罹災証明書（注９）		
	⑤写真（設備の除去等の前・中・後）		
	⑥その他（注１０）		

- （注１） 法人にあつては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- （注２） 施行規則第１３条の８第２項の規定により、廃止届出とともに本申請書を提出する場合にはチェックすること。
- （注３） 申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
 A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、
 E：近畿経済産業局、F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、
 I：内閣府沖縄総合事務局
- （注４） 最終処分若しくは中古市場への売却を行い、又は災害等による逸失が生じた日を記載すること。
- （注５） 申請理由に応じて、必要な書類を添付すること。なお、廃止届出とともに本申請書を提出する場合で、当該廃止届出に添付した書類と同一の書類を本申請書にも添付すべきときには、当該添付すべき書類を本申請書に添付せず、備考欄にその旨記載すれば足りる。
- （注６） 本申請書を提出する際に必ず添付すること。なお、申請日より３ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。
- （注７） 発電設備を廃棄する場合に添付すること。最終処分終了を確認できるものであることが必要。
- （注８） 発電設備を中古市場等に売却する場合に添付すること。
- （注９） 発電設備が災害等により逸失した場合に添付すること。
- （注１０） 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

<備考>

用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格A３とすること。

附 則

この省令は、令和八年十月一日から施行する。